

令和3年度第1回東京都地域医療対策協議会看護人材部会

委員意見（まとめ）

1 議事

東京都保健医療計画 進捗状況評価（案）について

（御意見等）

・看護職員数は計画策定時より順調に増加しており、これまで実施してきた都の看護人材確保対策の効果はあったと考える。しかしながら、なお、長期化が予測されるコロナ禍の中で、これまで以上に看護人材確保は重要となるであろうから、今後、さらに効果的な看護人材確保対策を引き続き強力に実施し、質の高い看護職員の確保・定着を図っていく必要がある。（喜多部会長）

・平成30年末時点での3%増から令和2年末時点での12%増はすばらしく、関係者の皆様のご尽力を高く評価する。限られたリソース（予算、人材等）の中で今後の方針を立てる上で、各種施策の内、どの施策が功を奏したのか、奏しなかったのかを分析することは有意義だと思う。

（遠藤副会長）

・評価について異論はない。増加した看護職の内訳とその分析が追加されると、今後確保策を展開するにあたっての対象の焦点化につながると思う。（佐藤（浩）委員）

・看護職員数は全体で増加しており、施策の成果があったと考えるが、全国の10万対比では最下位に近く、さらなる強化策が必要である。訪問看護の人材確保は重要で、豊富な支援施策の中で特に、管理者・指導者育成、新任訪問看護師就労応援、オンデマンド研修（特にコロナ禍では有効）は実績も増えているが、さらに必要と考える。また産休等代替、事務職員雇用などの支援は、職員の定着化や規模拡大にもつながり、さらに働きやすい訪問看護ステーションの整備のために継続していただきたい。（佐藤（美）委員）

・保健医療計画の人材の確保について、2年間で看護職員数の1万人強の増加は評価できる点であると考え。奨学金の貸与者も増えており、引き続きの新人看護師の獲得、および新型コロナウイルス感染症への対応のためにも、潜在看護師の掘り起こしを期待する。（西村委員）

・評価指標では3%から12%増という結果が見られ、達成状況はA評価とされている。それ自体は東京都の保健医療計画の成果としてとらえられるのではないかと。ただ、R2年度はコロナの影響を受けて中止になった計画もあるので、コロナ禍が実績にどう影響したのか見ていく必要があると思う。（古川委員）

・離職率14.9%に対する対策の強化を望む。例えば、早期から看護学生時からキャリアアップと仕事の継続について教育することが大切である。また、200床未満の病院の看護職に対して感染に強い看護師の養成を望む。例えば入退院強化研修のように管理者と当事者の合同研修により実践的な研修を計画されたい。（山元委員）

・コロナ禍で離職する看護要員が増加していると聞き及ぶ中、医療の危機に際して復職した看護師が相当数あつての結果と思われる。東京都の看護人材確保対策の成果とともに、使命感の高い看護師育成努力の現れと敬服する。高齢社会を迎えて、さらなる多くの分野での看護師必要度が高まると考えられ、看護人材確保・育成・定着に東京都として引き続き看護人材確保対策に力を入れなければならない。評価Aに異論はない。（古賀オブザーバー）

2 報告事項

(1) 「令和3年度看護人材確保事業」及び「令和2年度看護人材確保事業の実績」について

(御意見等)

- ・看護人材の確保に向けて令和3年度に新規・再構築を図った事業について着実に実施された。高齢化が進行する状況を踏まえ、特に、プラチナナースの看護力を多様な社会活動に活かせるよう、「プラチナナース就業継続支援事業」に期待する。(喜多部会長)
- ・コロナ禍のため多くの事業は令和2年度計画に対して、実績は低くなっているのは仕方がないと思うが、令和元年度実績と比較するとほぼ同水準あるいはそれ以上の実績を上げている事業もあり、関係者のご尽力に敬意を表する。令和3年度事業をはじめ来年度以降、今般のワクチン接種において潜在看護師の活用が注目されたように、今後のパンデミック対策に備え、プラチナナース就業継続支援事業をはじめ潜在看護師へのより積極的なアプローチのあり方を検討して行く必要があると思う。(遠藤副会長)
- ・看護職員は多様な働き方ができる唯一の職種である。ライフイベントに応じた活動の場を提供、発掘あるいは開発し、それをマッチングできる制度を充実させて、生涯、免許を活かせるようにしていただきたい。また、復職やプラチナナースが看護技術や知識等の再教育がいつでも受けられる場・機会が必要と考える。(佐藤委員(美))
- ・人材確保として、就業支援、定着促進研修、さらにプラチナナース就業継続支援という多角的な支援によって、人材の確保支援が強化されていると考える。(西村委員)
- ・定年後に向けての就業支援としての「プラチナナース」の活用についての支援事業に期待する。各施設のプラチナ世代の看護師活用事をアピールできるような研修や取り組みがあるのではないか。コロナ禍において、ワクチン接種業務など、看護師が必要だと思う。潜在看護師が復職しやすいように引き続きナースプラザの支援をお願いしたい。(平野委員)
- ・年々見直しを行い、より有効な対策となるように検討されている。コロナ禍が看護師の就業を促進する面があったことは、看護協会の報告からもうかがえる。潜在看護師が「非常時」に活躍できるシステムの構築も有効なのではないかと思う。「復職に向けた研修」での活用も期待される。(古川委員)
- ・保健師の再就業を支援するための研修の追加が急務である。また、再就業研修に「筋肉注射」の実技研修を追加してほしい。(山元委員)
- ・特に意見はないが、議事1にも関連する復職に関係した人材確保事業、特にプラチナナースの掘り起こしにはより力を入れていく必要があると思われる。(古賀オブザーバー)

(2) 「東京都看護師等修学資金貸与条例の改正」について

(御意見等)

- ・若者世代の人口減の中で、看護学生の修学環境整備に重要な要因である修学資金の充実は極めて重要である。今回の改正により、金額が増額された上、選択の幅も増え、さらに就職先の選択枝も拡大したことは大いに評価できる。より多くの看護学生がこの制度を利用し、都内の様々な分野で活躍することを期待する。(喜多部会長)
- ・今回改正内容の①～③の柔軟性拡大の措置により、申し込みが増加し、ひいては都内で就業する看護職員が増加することを期待する。(遠藤副会長)
- ・金額増・就職先の選択枝拡大は、看護職を志望する人たちの一層の支援になると思う。(佐藤(浩)委員)
- ・看護学生が増額された修学資金を活用して、人間としての成長ができる充実した学生生活を送っていただきたい。この条例改正による恩恵は大きいと評価する。(佐藤(美)委員)
- ・資料 11 の新制度について、②の都外の養成施設に在学している学生の都内への就職を支援する奨学資金貸与条例の改正は、人材の確保につながる可能性が高いと考える。改正後の効果について、評価をする必要がある。(西村委員)
- ・訪問看護ステーションでの勤務は就業 1 年目から免除対象となったようだが、今後、地域包括ケアシステムを推進していくために、訪問看護ステーションの人員確保は必須になるため、とてもよい支援体制だと思う。柔軟に色々と検討していただき感謝する。(平野委員)
- ・金額の増額、選択の幅が広がったこと、返還期間の見直し等、全体的に活用しやすい改正になっている。身近にいる大学院生の状況を見ると、この制度自体の認知が乏しい印象がある。対象となる人向けの広報に力を入れて、多くの人に活用してほしいと願う。(古川委員)
- ・貸与だけでなく返済免除についても検討してほしい。(山元委員)
- ・生活苦があっても、志高く看護師になることを希望する者を大切に育成していくためにも、貸与条件緩和の方向性は必要かつ重要なことと考えられる。多くの利用者を募り、看護師確保を進めていただきたい。(古賀委員オブザーバー)